

報告 農業構造の変化と農家・農村

東京農工大学 中 安 定 子

一 農業構造の変化

農産物過剰、輸入農産物の増加、農産物価格の低下という経済環境の下で、一方では、懸命の経営努力で条件変化に対応しようとする動きがあるが、他方では耕作放棄がジワジワと広がっている。

経営対応としては、規模拡大、集团的対応、生産物の差別化（品質、安全性）などの動きがある。規模拡大は地域差を持ちながら幾分加速している。

しかし、戦後農業労働力の厚い層をなしてきた昭和一ケタ生まれがリタイヤー準備期に入り、後継者が少ないところから、耕作放棄が進んできた。山間の機械利用が困難な耕地や戦後の開拓地などで放棄が始まっている。

二 多様な企業形態

伝統的に直系家族の家族経営によって農業が担われてきたが、農家人口の高齢化（離村、離職）、兼業化で農業経営体としての農家の空洞化が指摘されて久しい。また、個別家族経営を補うものとして、経営集団の組織する生産組織の展開が注目されてきた。

近年の経営展開をみると、このような生産組織だけでなく、農家以外の経営体の動きが注目される。その多くは共同経営（＝協業経営）で、制度的な形態としては、任意組合、農事組合法人、有限会社の形態をとる。また、雇用を入れて規模拡大する企業的な個人経営の展開も注目される。

このような農家以外の経営体が、経営体数として増加しているか否かは統計的には確認できない。一九八五年センサスまでの結果では、協業経営体数は漸減している。ただし、農業生産法人、農事組合法人（二号、一兼二号）は一九七〇年以降増加している。

にもかかわらず、農家以外の経営体に注目すべきと考えるのは、最近、過疎地帯や兼業深化地帯で、五〇ヘクタール以上の大規模経営が形成されているという実態の事例からである。

一九八五年センサスで、三ヘクタール以上の農家及び、協業経営体、会社の耕地面積合計のうち、協業経営体、会社の面積シェアをみると、都府県全体では五、五％にすぎない。しかし、山陽は一七、五％、東海一六、八％、山陰一六、七％、近畿二二、九％、東山二、九％のシェアとなっている。北陸は五、一％であるが富山県だけをとってみると二、三％である。これらの地域は、従来、零細経営の面積シェアが大きく、今日でもそうである。しかし、その中で、愛知県の高棚宮農組合、長野県の穂高生産組合等として知られ

るような共同経営（＝協業経営）があり、設立は古いが近年も借地による規模拡大を続け、一〇〇ヘクタール前後の経営になっている。こういう動きが、大経営の中である程度の面積シェアを示すに至っている。

統計と多少ともドッキングさせて、家族経営以外の経営体の存在を認識しうるのは、兼業深化地帯である。だが、戦後の開拓地で離農の激しかった地帯でも、大規模な共同経営が形成されている例がある。露地野菜など、ある程度集約的で面積当り高い所得をあげられる作物と、穀作、飼料作を組合せ、豊富な土地を前提にゆとりある輪作体系を組んでいる。大型機械を使って三六〇ヘクタールとか、一五〇ヘクタールの共同経営を形成している。通勤困難地帯だから女性を含めて農業就業できる形態である。

三 共同経営と家族

戦前米形成された共同経営、日本の共同経営の原型ともいえるべきものは、農家（家族経営）の集まりとしての共同経営である。資本、賃労働関係が展開した後に、労力と経営の再結合という形で生産協同組合が形成されるというわけではない。家族経営で労力と経営が未分離であったものが、組合的結合によって協同経営をつくった。農家の経営地を持ち寄り、農家の家長（経営主）が構成員となり、家族員は当然のこととして共同経営の農作業に従事した。

だが、現代の共同経営はいくつかの点で変化している。

家族経営の集まりとしての共同経営は、今日でもなお重要である。だが、家族員と共同経営の関係はより明確になってきた。一方では家族員が構成員化しており、他方では雇用契約化してきた。税制と

の関係からも明確にする方向へ動いたと考えられる。

共同経営の変化として特徴的なことは、構成員の家族が共同経営の作業に参加しないケースが珍しくなくなったことである。構成員の世帯上の地位は、世帯主かあとつぎの男子で同一世帯から複数参加はなく、家族は雇用者としての出役もないというケースである。こういう形は、女子の就業機会も多い地帯によくみられる。こういう場合にも共同経営は必ずしも構成員の労力だけで経営されているわけではなく、員外雇用者がいることも少なくない。

つまり、家族だからといって、そのうち一人が共同経営の構成員になれば、家族労働力はこぞってその作業に従事するということなく、労働市場の状態に応じて、労働力構成が再編成されているわけである。共同経営の構成員になることができるのは一戸一人（子が参加すれば父は隠居）ときめている場合もあって、必ずしも個人の集まりになったとばかりはいえないが、個人の集まりという性格もみられるようになった。

共同経営の経営地については、とくに兼業地帯では員外からの借地が大部分というケースがしばしばみられる。そのために法人化が促進される。

農業の主幹労働力である人々が共同で経営しているという意味で、労力と経営が結合している共同経営であるが、借地型である。

一方、過疎地の大規模共同経営は、農地移動が売買で行われることが多いことから、女子を含めて農業就業できるような経営が求められることから、家族経営の集まりという性格を持っている。

また、家族経営の拡大版のような共同経営もみられる。たとえば、両親と世帯主を同じくする息子夫婦だけでなく、世帯を別にする息

子夫婦も加わって六人の共同経営で茶園を作る例。同一世帯内メンバーで有限会社、世帯を別にする親族の間での有限会社の例。家族親族の紐帯を生かしながら、面積、投資額の規模拡大を実現したり、法人化によって、労災、年金への加入を実現している。

フランスのGAFEC、アメリカのCorporation、Partnershipも、家族的性格が指摘されている。農業はやはり家族経営だ、という認識もさることながら、家族であるのに現代はなぜGAFECとかCorporationという仕組みを必要としているのかという問題のたて方をすることに興味がある。やはり、家族というもののあり方が変化しているので、このような仕組みを必要とするに至ったと推測している。日本の場合、一戸一法人は有限会社形態をとるが、税金対策として片付けないで、内容を調査してみる必要を感じている。

四 農業経営と村

集落機能が農業生産の面で近年活用された例として、水田転作がある。

零細分散土地所有の下で、経営地も分散しているのが、今日の日本の農業経営の特徴である。複数の作物を作るとき、個別経営の意思決定だけで作付が決められると、作物はモザイク状に乱立して、まともな生育管理が出来なくなる可能性がある。特に水田でそうであるが、畑も程度の差はあれ同じ問題がある。

そこで、団地化転作を誘導するような転作政策がとられた。昭和六二年度の例では、転作面積六一万ヘクタールのうち、団地面積二万ヘクタールで約三分の一、地域輪作農法団地面積は七万四千ヘクタール、一一、二%となっている。

過半はいわゆるバラ転である。奨励金の誘導があるにもかかわらずこうである。ただし、こと程左様に集落機能は働かなくなっているとだけ結論づけることはできない。

たとえば、ブロック・ローテーションを地域の協定で行ったとすれば、作物の生育管理に好適である。しかし、個別経営にとっては、経営地が各ブロックに均等にあるわけではないので、毎年の作物別作付面積がローテーションのために毎年変わるといふ基本的な不都合がある。

集团的土地利用と個別経営の展開との間にどう折り合いをつけるか、様々な手法があるが、個別経営の所得の実現に係わることなのでかなり複雑である。生活面では、いわゆるまとまりのよい集落でも、簡単には行かない。

五 制度上の問題

家族経営、自作農主義から出発した農業に関する諸制度は、不都合が目立ってきた。多様な企業形態の展開を許容し、農地の賃貸借を可能にするのには、税制を含めた諸制度が整合性をもっていないと様々な不都合が生まれる。